相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区歌舞伎町一丁目八番地、最後の住所東京都八王子市上柚木二丁目六三番地七―二〇四　被相続人　亡　平井　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市狩野六九番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

神奈川県厚木市中町三―一五―二K・スクエアビル二階二〇二号室　三竹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市康生通西四丁目七番地、最後の住所愛知県岡崎市康生町六八一番地サンアメニティキャッスル岡崎九〇三

被相続人　亡　森野　美憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

愛知県岡崎市上明大寺町一―一山新ビル二〇二　三階

相続財産管理人　弁護士　高**楽**　美奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区波寄町二三〇二番地、最後の住所名古屋市中川区牛立町五丁目三二番地　被相続人　亡　中村　市津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア七階S七アール・イー綜合法律事務所　相続財産管理人　岩城　善之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区東長田町三丁目三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　稲垣　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

名古屋市中区丸の内二丁目二番五号丸の内・ヒビノ・オフィスラインズ四階四Ａ新谷・青山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金岡　宏樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区上鳥羽岩ノ本町二一番地、最後の住所大阪市西成区太子一丁目一番七号マンション立花六一四号

被相続人　亡　菖蒲谷　**勢**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地弘希ビル三階　弘希総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米田雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市五ヶ庄芝ノ東六二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西村　晴允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

京都市中京区御池通間之町西南角　京ビル二号館四階　神崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神崎　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区三条通神泉苑町西入今新在家西町一番地、最後の住所京都市中京区三条通神泉苑町西入今新在家西町四五番地

被相続人　亡　赤﨑　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル九階　京都成蹊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉松　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区湊山町五二番地一、最後の住所神戸市中央区楠町二丁目二番一四号

被相続人　亡　藤原富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

神戸市中央区播磨町四九番地　神戸旧居留地平和ビル二階　弁護士法人あさひ法律事務所　相続財産管理人　中村　真

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十五年七月九日を効力発生日として、株式会社中山製鋼所（大阪市大正区船町一丁目一番六六号）を完全親会社とする株式交換を行うことを決定いたしましたが、本株式交換に際し、当社の株券提出を求めたところ、後記株券につき提出不能の届出がありました。

つきましては、交換対価である株式会社中山製鋼所の普通株式を届出人である後記名義人に対して交付することにつき異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月八日

大阪市西区南堀江一丁目一二番一九号

中山通商株式会社

代表取締役　徳山　寛

記

券別	枚数	記号	番号	名義人
十株券	四枚	ＡＥ	○一七六～○一七九	山田　菊雄
十株券	二枚	二Ｅ	○○五八～○○五九	高橋　俊一
十株券	四枚	二Ｅ	○○八八～○○九一	山田　菊雄

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年八月八日

一　墳墓等所在地　札幌市中央区南七条西八丁目二九〇―一

一　墳墓等の名称　真宗大谷派札幌別院境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳（約百基）

一　改装を行おうとする者　宗教法人真宗大谷派札幌別院　輪番（代表役員）岩佐　眞

任意清算公告

当法人は、平成二十五年七月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項で準用する、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月八日

山口市仁保中郷一一二一番地五

福田総合司法書士法人

社員　福田　茂樹